

京 都 大 学 公 印 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																								
<p>(前 略)</p> <p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者（以下「公印制定者」という。）が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、 総長、学長、理事及び監事の印 <u>総長オフィス長</u></p> <p>(2) 副学長の印 <u>学務部学生課長</u></p> <p>(3) <u>事務本部の所掌に係る公印 当該部長若しくはオフィス長が指定する課長、室長若しくは副オフィス長、広報室長、インスティテューショナル・リサーチ室長、国際交流室長、監事支援室長、不正防止実施本部事務室長又は事務改革推進室長</u></p> <p>(4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する共同事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長（当該部局に部局事務部又は部局事務室を置いていない場合にあつては、当該部局の長）</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(公印の種類及び寸法)</p> <p>第6条 公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。ただし、特別の用途に用いる公印にあつては、公印制定者が適宜その寸法を定めることができる。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、 総長、学長、理事及び監事の印 <u>総務室長</u></p> <p>(2) 副学長の印 <u>学務部学務課長</u></p> <p>(3) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前2号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する共同事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長（当該部局に部局事務部又は部局事務室を置いていない場合にあつては、当該部局の長）</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(公印の種類及び寸法)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>附 則（令和8年3月総長裁定） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>																								
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立大学法人京都大学の印</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>京都大学の印</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>総長の印</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>学長の印</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>理事の印</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>副学長の印</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>監事の印</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>研究科、学部、研究所、附属図書館、医学部附属病院の印</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>研究科、学部、研究所、附属図書館、医学部附属病院の長の印</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	種類	寸法	国立大学法人京都大学の印	30	京都大学の印	30	総長の印	30	学長の印	30	理事の印	30	副学長の印	30	監事の印	30	研究科、学部、研究所、附属図書館、医学部附属病院の印	28	研究科、学部、研究所、附属図書館、医学部附属病院の長の印	30	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	寸法	(同 左)	
種類	寸法																								
国立大学法人京都大学の印	30																								
京都大学の印	30																								
総長の印	30																								
学長の印	30																								
理事の印	30																								
副学長の印	30																								
監事の印	30																								
研究科、学部、研究所、附属図書館、医学部附属病院の印	28																								
研究科、学部、研究所、附属図書館、医学部附属病院の長の印	30																								
種類	寸法																								
(同 左)																									

改 正 前		改 正 後	
研究科の専攻、学部の学科、研究科附属の教育研究施設、研究所附属の研究施設、附属図書館宇治分館の印	2 5	(同 左)	
研究科の専攻、学部の学科、研究科附属の教育研究施設、研究所附属の研究施設、附属図書館宇治分館の長の印	2 3		
組織規程第 3 章第 7 節及び第 8 節に定める施設等の印	2 8		
組織規程第 3 章第 7 節及び第 8 節に定める施設等の長の印	2 3		
組織規程第 3 章第 8 節の 3 に定める組織の印	2 8	組織規程第 3 章第 9 節に定める組織のうち、総合研究推進本部、教育改革戦略本部及び成長戦略本部（以下「本部組織」という。）の印	2 8
組織規程第 3 章第 8 節の 3 に定める組織の長の印	2 3	本部組織の長の印	2 3
組織規程第 3 章第 8 節の 3 に定める組織のうち当該組織の長が定める組織の印	2 5	本部組織の長が定める組織の印	2 5
組織規程第 3 章第 8 節の 3 に定める組織のうち当該組織の長が定める組織の長の印	2 0	本部組織の長が定める組織の長の印	2 0
組織規程第 3 章第 9 節から第 1 2 節までに定める施設等（組織規程第 5 4 条に定める全学教員部にあつては全学教員部会議）の印	2 5	組織規程第 3 章第 9 節から第 1 2 節までに定める施設等（組織規程第 9 節に定める組織にあつてはグローバル・エンゲージメント・オフィス、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、図書館機構、人と社会の未来研究院及び環境安全保健機構（以下「オフィス等」という。）、組織規程第 5 4 条に定める全学教員部にあつては全学教員部会議）の印	2 5
組織規程第 3 章第 9 節から第 1 2 節までに定める施設等の長（組織規程第 5 4 条に定める全学教員部にあつては全学教員部会議議長）の印	2 0	組織規程第 3 章第 9 節から第 1 2 節までに定める施設等の長（組織規程第 9 節に定める組織にあつてはオフィス等、組織規程第 5 4 条に定める全学教員部にあつては全学教員部会議議長）の印	2 0
事務本部の部及びオフィスの印	2 8	組織規程第 3 章第 9 節に定める組織（本部組織及びオフィス等を除く。）の印	2 8
		組織規程第 3 章第 9 節に定める組織（本部組織及びオフィス等を除く。）の長の印	2 3
事務本部の部長及びオフィス長並びに共通事務部及び部局事務部の事務部長の印	2 3	共通事務部及び部局事務部の事務部長の印	2 3
事務本部の室、課の印	2 5	組織規程第 3 章第 9 節に定める組織（本部組織及びオフィス等を除く。）に置く組織の印	2 5
事務本部の室長、課長の印	2 0	組織規程第 3 章第 9 節に定める組織（本部組織及びオフィス等を除く。）に置く組織の長の印	2 0

改 正 前		改 正 後	
共通事務部の課長の印 部局事務部の事務長、課長、 <u>室長</u> の印		共通事務部の課長の印 部局事務部の事務長、課長又は <u>室長</u> の印	
備考 寸法の単位は、ミリメートル平方とする。 (後 略)		備考 (同 左)	